

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

問い合わせ 社会福祉課障害福祉係(東原庁舎内)☎内線77252、
白沢支所生活係☎内線31、利根支所生活係☎内線29

受給資格

◆特別障害者手当

在宅で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

※社会福祉施設へ入所、または病院に3カ月以上入院している場合は除く

◆障害児福祉手当

在宅で日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の人

※障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合や、社会福祉施設へ入所している場合は除く

請求手続き 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて社会福祉課障害福祉係に提出

支給額 特別障害者手当/月額26,830円、障害児福祉手当/14,600円

※2・5・8・11月に前月分までの手当が本人の金融機関口座に振り込まれます

支給の制限 本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

現況届と所得状況届 毎年8月12日から9月11日の間に、現況届と前年の所得状況届を提出する必要があります



児童扶養手当 ～該当する人は申請を～

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎内線77257

児童扶養手当は、次の支給要件いずれかに該当する児童が18歳に達した後、最初の3月31日(障害がある場合は20歳になる日)までの間、その児童を監護養育している父、母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

●支給要件

①父母の離婚後、父または母と生計が別の児童/②父または母が死亡した児童/③父または母が重度障害の状態の児童/④父または母の生死が不明な児童/⑤結婚しないで生まれた児童/⑥その他(父または母から1年以上遺棄されている、父または母が1年以上拘禁されている、父または母が裁判所からDV保護命令を受けた、父母ともに不明など)

※父または母が事実上の婚姻関係にあるときや公的年金を受けることができるとき、所得が一定額以上あるときなどは手当が支給されないことがあります

●支給額

全部支給 4万2,330円/一部支給 所得に応じて4万2,320円～9,990円

※8月分から加算額が増額されます。児童が2人以上の場合、2人目は10,000円(一部支給は所得に応じて9,990円～5,000円)、3人目以降は1人につき6,000円(一部支給は所得に応じて5,990円～3,000円)加算されます

※8月から11月分は4カ月分の支給月である12月に支払われます

児童扶養手当現況届受け付け日程表

受付期間	受付時間	受付場所
8月1日(月)～12日(金)	午前8時30分～午後5時15分	東原庁舎1階子ども課子育て支援係
8月22日(月)～31日(水)		
8月15日(月)～19日(金)	午前8時30分～午後7時	東原庁舎2階会議室
※土・日曜日、祝日を除く		
白沢・利根町在住の人は次の期間、各支所でも手続きができます。		
受付期間	受付時間	受付場所
8月18日(木)、19日(金)	午前8時30分～午後5時15分	白沢・利根支所生活係窓口

手当を受給している人は、8月31日(水)までに現況届の手続きを。該当者には通知を送付します



平成28年度臨時福祉給付金 年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族年金受給者向け)

問い合わせ 社会福祉課臨時福祉給付金窓口(東原庁舎内)☎②8422

消費税率引き上げによる低所得の人への影響を緩和するため、臨時的な措置として、今年も臨時福祉給付金を支給します。また、賃金引き上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない年金受給者の人を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。



臨時福祉給付金

給付対象者

今年1月1日時点で本市に住民票があり、本年度の市民税(均等割)が課税されていない人。
※市民税(均等割)が課税されている人の被扶養者や、生活保護制度の受給者などは除く

給付額 1人につき3千円

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族年金受給者向け)

給付対象者

本年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給対象者のうち障害基礎年金、または遺族基礎年金を受給している人。
※高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の受給者は除く

給付額 1人につき3万円



上記給付金の手続き

申請書 対象と思われる人へ8月下旬に申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、本人確認書類や通帳などの必要書類を添えて申請してください

※申請書が届いた人が必ずしも支給対象者となるわけではありません。支給決定は審査の上行います

受付期間 土・日曜日、祝日を除く、9月1日(木)から来年1月31日(火)までの午前8時30分～午後5時15分

受付場所 東原庁舎2階会議室、白沢・利根支所生活係

※郵送での申請も受け付けます(来年1月31日(火)までの消印有効)

給付金の支給 申請から1～2カ月(審査)後、申請書記入の金融機関口座に入金されます

※申請書の記入漏れや書類不足があると、給付が遅れる場合があります

確認じゃ!



年金の窓口から お知らせ



国民年金保険料の追納

国民年金保険料の全額免除、一部免除、法定免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある人は、保険料を全額納めた人と比べて、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなってしまう。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって古い月から追納することができます。

※免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます

※追納を希望する人は、渋川年金事務所までお問い合わせください

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279②16078